

## 巴川漁業協同組合内共第15号及び第16号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：巴川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県豊田市足助町宮平26番地1

漁業権の免許番号：内共第15号及び第16号

対象となる漁場：内共第15号及び第16号第5種共同漁業権に係る漁場

### 1 遊漁についての制限の範囲

#### (1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、引掛け、投網、刺網（地方名「ちんから」をいう。）及びたも網以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内においてウ欄の期間中でなければならない。

ア漁具・漁法	イ規模	ウ期間
引掛け	一人一統	9月15日正午から12月31日まで (ただし、足助川の今朝平橋から上流域においては9月15日正午から11月30日まで、足助川の今朝平橋から下流巴川合流点までの間及び細川頭首工えん堤上流端の下流300メートルから矢作川合流点までの間は年間を通して禁止区域とする。)
投網	一人一統、網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上	
刺網（ちんから）	一人一統、網の全長30メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上	
たも網	一人一統、網の口径1メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上	

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については、(2) - ①の規定によるあゆについての解禁の日から8月31日まで（ただし、巴橋から下流小原橋までの区域は12月31日まで、豊田市足助町地内足助川の今朝平橋下から巴川合流点までの区域、川見えん堤から下流巴橋までの区域、豊田市田振町地内ドロブチ下から下流大国橋までの区域、白瀬発電所放水口から下流豊田市王滝町地内小僧岩までの区域、松平橋から下流カンノン瀬落ちまでの区域は9月30日までとする。）は、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

④次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）
- 六 ルアー仕掛けによるあゆの友釣り漁法

## (2) 遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日以降組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	2月1日以降組合が定めて公示する日から8月31日まで
にじます、こい、ふな、おいかわ（しらはえ）、うぐい及びうなぎ（以下「雑魚」という。）	1月1日から12月31日まで（ただし、おいかわ（しらはえ）について竿釣以外で採捕する場合は、3月1日から11月30日までとする。）

②①の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

## (3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中はウ欄に掲げる水産動植物を対象に遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
豊田市則定町小畑の白瀬発電所えん堤の上流端から下流600メートルまでの区域	2月1日から8月24日まで	全魚種
足助発電所川端取水口えん堤から下流200メートル旧橋場までの区域		
細川頭首工えん堤上流端の上流100メートルから同上流端の下流300メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	
細川頭首工えん堤上流端の下流300メートルから矢作川合流点までの区域	10月16日から11月15日まで	あゆ

## (4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	20センチメートル
あまご	15センチメートル
にじます	15センチメートル

## 2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは①に掲げる額の2分の1に相当する額、雑魚の遊漁料は無料とし、

(3) のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまご及び雑魚については500円を加算した額とする。

### ①竿釣及び引掛けによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
あゆ	竿釣・引掛け	1日	解禁の日から12月31日	2,500円
		1年	まで	12,000円
あまご	竿釣	1日	解禁の日から8月31日まで	1,000円
		1年		5,000円
雑魚	竿釣・引掛け	1日	1月1日から12月31日	1,000円
		1年	まで	5,000円

### ②その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
あゆ	投網、刺網(ちんから)及びたも網	1日	解禁の日から12月31日	5,000円
雑魚			1月1日から12月31日	2,000円

(2) 遊漁者(中学生以下の者及び肢体不自由者を除く。)が女性の場合のあゆの竿釣及び引掛けに係る1年の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず、8,000円とする。

(3) 遊漁料の納付は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣に係る1日の遊漁料は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(4) (3)に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「巴川遊漁証販売所」の標札を掲げるものとする。

## 3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記1の内容を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証の交付は、2-(3)に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

#### 5 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、別記2の内容を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

#### 7 遊漁規則の施行の日

令和6年1月1日

#### ○別記1

##### 遊漁承認証（年券）

- 1 発券番号
- 2 発券年（年度）
- 3 発行漁業協同組合
- 4 魚種
- 5 使用者の住所及び氏名
- 6 使用者の生年月日又は年齢
- 7 使用者写真貼付欄
- 8 注意事項
- 9 組合が行っている増殖事業
- 10 組合が行っている漁場管理

##### 遊漁承認証（日券）

- 1 発券番号
- 2 使用年月日
- 3 魚種
- 4 漁具・漁法
- 5 遊漁料
- 6 使用者の住所及び氏名
- 7 発行者名称
- 8 発行者印
- 9 注意事項
- 10 組合が行っている増殖事業
- 11 組合が行っている漁場管理

○別記2

漁場監視員証

表

漁場監視員証	No.
発行年月日	年 月 日
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	
生年月日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
割り印	写真
発行者 巴川漁業協同組合®	

裏

注意事項
1 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。
2 監視員をやめた場合は組合に返納してください。
3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。
4 漁場監視の場合は本証を携帯してください。
5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。